

平成 19 年 8 月 2 日

「農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の改正案」に対する意見書

〒100-8950

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 御中

〒103-0012

東京都中央区日本橋掘留町 1 - 3 - 9

日本橋三英ビル 3 階

電話：03-3667-8311

日本食品添加物協会

会 長 鈴木 武

「農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部改正案」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 「たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見

○ 調味料

①意見

調味料をポジティブ化（5品目に限定）せず、現行通りとしていただきたい。

②理由

使用できる食品添加物を限定することにより、缶・瓶詰メーカーは改良品の開発が極めて困難になり、「良質な製品を提供する観点」と矛盾することになります。また、食品添加物の使用数を制限することが「消費者ニーズの変化に対応した製品を提供する観点」ではなく、食品添加物の利用を含めた加工食品の技術を駆使し、良質で消費者の要望にかなった製品を開発し、その上で食品添加物を含め使用した原材料の情報を正確に伝え、それぞれの消費者の判断に委ねることであると考えます。

さらに、使用できる食品添加物を限定することにより、JAS 格付率の低下を招くことを危惧いたします。

2. 「アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見

○ 調味料

①意見

調味料をポジティブ化（5品目に限定）せず、現行通りとしていただきたい。

②理由

「1. 「たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見」に同じ。

3. 「スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見

○ 調味料

①意見

調味料をポジティブ化（5品目に限定）せず、現行通りとしていただきたい。

②理由

「1. 「たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見」に同じ。

4. 「グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見

○ 調味料

①意見

調味料をポジティブ化（5品目に限定）せず、現行通りとしていただきたい。

②理由

「1. 「たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見」に同じ。

5. 「あずき缶詰又はあずき瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見

(1) 甘味料

①意見

酵素処理ステビア及びステビア抽出物を削除せず、現行通りとしていただきたい。

②理由

酵素処理ステビア及びステビア抽出物を削除することにより、缶・瓶詰メーカーは、最近の消費者の低カロリー志向に対応する改良品の開発が極めて困難になります。

また、酵素処理ステビア及びステビア抽出物は本年3月に第8版食品添加物公定書に新規収載され、規格、安全性については整備、確認されたものです。

(2) 製造用剤

①意見

2品目に限定せず、カルシウム塩全般について認めていただきたい。

②理由

使用できる食品添加物を限定することにより、缶・瓶詰メーカーは改良品の開発が極めて困難になり、「良質な製品を提供する観点」と矛盾することになります。また、食品添加物の使用数を制限することが「消費者ニーズの変化に対応した製品を提供する観点」ではなく、食品添加物の利用を含めた加工食品の技術を駆使し、良質で消費者の要望にかなった製品を開発し、その上で食品添加物を含め使用した原材料の情報を正確に伝え、それぞれの消費者の判断に委ねることであると考えます。さらに、使用できる食品添加物を限定することにより、JAS格付率の低下を招くことを危惧いたします。

6. 「マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見

○ 調味料

①意見

調味料をポジティブ化（5品目に限定）せず、現行通りとしていただきたい。

②理由

「1. 「たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見」に同じ。

7. 「えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見

○ 調味料

①意見

調味料をポジティブ化（5品目に限定）せず、現行通りとしていただきたい。

②理由

「1. 「たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見」に同じ。

8. 「なめこ缶詰又はなめこ瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見

○ 調味料

①意見

調味料をポジティブ化（5品目に限定）せず、現行通りとしていただきたい。

②理由

「1. 「たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見」に同じ。

9. 「くり缶詰又はくり瓶詰」

○ 品質保持剤

①意見

「D-ソルビトール」1品目に限定せず、品質保持剤全般について追加いただきたい。

②理由

使用できる食品添加物を限定することにより、缶・瓶詰メーカーは改良品の開発が極めて困難になり、「良質な製品を提供する観点」と矛盾することになります。また、食品添加物の使用数を制限することが「消費者ニーズの変化に対応した製品を提供する観点」ではなく、食品添加物の利用を含めた加工食品の技術を駆使し、良質で消費者の要望にかなった製品を開発し、その上で食品添加物を含め使用した原材料の情報を正確に伝え、それぞれの消費者の判断に委ねることであると考えます。

さらに、使用できる食品添加物を限定することにより、JAS 格付率の低下を招くことを危惧いたします。

10. 「第3条から第17条までに掲げる規格のいずれかに該当する農産物缶詰又は農産物瓶詰以外の1種類の農産物を詰めた缶詰又は瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見

(1) 着色料

①意見

食用赤色3号を削除せず、現行通りとしていただきたい。

②理由

食用赤色3号は、世界的にも安全性が確認され、広く着色料として使用されていますので、輸入品をJAS格付から排除することになることを危惧いたします。

(2) 調味料

①意見

調味料をポジティブ化（5品目に限定）せず、現行通りとしていただきたい。

②理由

「1. 「たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見」に同じ。

(3) 品質改良剤

①意見

「ナリンジナーゼ」1品目に限定せず、酵素剤全般について追加いただきたい。

②理由

使用できる食品添加物を限定することにより、缶・瓶詰メーカーは改良品の開発が極めて困難になり、「良質な製品を提供する観点」と矛盾することになります。また、食品添加物の使用数を制限することが「消費者ニーズの変化に対応した製品を提供する観点」ではなく、食品添加物の利用を含めた加工食品の技術を駆使し、良質で消費者の要望にかなった製品を開発し、その上で食品添加物を含め使用した原材料の情報を正確に伝え、それぞれの消費者の判断に委ねることであると考えます。

1 1. 「フルーツみつ豆を詰めたもの以外の混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見

(1) 着色料

①意見

食用赤色3号を削除せず、現行通りとしていただきたい。

②理由

「1 0. 「第3条から第17条までに掲げる規格のいずれかに該当する農産物缶詰又は農産物瓶詰以外の1種類の農産物を詰めた缶詰又は瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見、(1)着色料」に同じ。

(2) 調味料

①意見

調味料をポジティブ化（5品目に限定）せず、現行通りとしていただきたい。

②理由

「1. 「たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見」に同じ。

(3) 品質改良剤

①意見

「ナリンジナーゼ」1品目に限定せず、酵素剤全般について追加いただきたい。

②理由

「1 0. 「第3条から第17条までに掲げる規格のいずれかに該当する農産物缶詰又は農産物瓶詰以外の1種類の農産物を詰めた缶詰又は瓶詰」の原材料（食品添加物）に関する意見、(3)品質改良剤」に同じ。

以上